

第2 申請及び届出要領

1 液化石油ガス販売事業関係

(1) 販売事業登録

一般消費者等に対して液化石油ガスを販売する事業を行おうとするときは、知事の登録を受けなければなりません（法第3条）。

なお、本県以外にも販売所を設置しようとする場合は、関東東北産業保安監督部・関東経済産業局長（以下、「産業保安監督部等」という。）又は経済産業大臣の登録を受ける必要があります。

<提出書類>

- ①液化石油ガス販売事業登録申請書（様式第1）
- ②貯蔵施設（貯蔵能力が3000kg未満のものに限る。）の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び構造並びに付近の状況を示す図面（法第11条ただし書に定める場合を除く。）
- ③法第11条ただし書に定める場合（貯蔵施設を所有又は占有しないことができる場合）においては、その適合内容を証する書類
- ④販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量
- ⑤液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を証する書類
- ⑥申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書（6ヶ月以内のもの）
- ⑦申請者（申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第4条第1項各号に該当しないことを誓約した書面

<注意する事項>

①液化石油ガス販売事業登録申請書

ア 申請書にある「販売所」とは、通常の場合において取引（契約）が成立する所をいい、その場所からさらに他の場所に連絡され、他の場所から現品が供給されるような場合でも、その場所において取引が成立する限り、当該場所は販売所となります。

なお、取引が成立しているか否かは、通常、取引条件が決定されているか否かによって認定されます。

イ 販売所とは、販売に係る事務等を行うスペースを有し、建物の中にあるものをいいます。したがって、車両や容易に移動できる天幕、下宿等はこれに該当しません。

ウ 「保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地」については、保安業務区分ごとに、保安業務を自ら行う場合はその旨を、認定保安機関に委託する場合は委託先の保安機関の名称及びその事業所の所在地を記載してください。

②貯蔵施設の位置及び構造並びに付近の状況を示す図面

ア 貯蔵施設の貯蔵能力が3000kg以上になる場合は、販売事業の登録とともに、貯蔵施設の設置の許可を受ける必要があります。

イ 法第11条ただし書（貯蔵施設を所有又は占有しないことができる場合）に該当する場

合は、この書類を作成する必要はありませんが、その場合は、申請書の「貯蔵施設」の欄に「貯蔵施設を所有又は占有しない理由」を記載してください。

ウ 貯蔵施設の位置については、貯蔵施設と敷地境界との位置関係を正確に記入してください。また、貯蔵施設の外面から、第1種保安物件に対する距離及び第2種保安物件に対する距離を記入してください。

エ 貯蔵施設の構造図は、貯蔵施設の技術上の基準（規則第14条）を確認できるものとしてください。

オ 付近の状況を示す図面には、最寄駅等から販売施設に至る経路がわかるように記入してください。

③法第11条ただし書に定める場合（貯蔵施設を所有又は占有しないことができる場合）においては、その適合内容を証する書類

法第11条ただし書に該当する場合は次のとおりです。

ア 登録しようとする者が高圧ガス保安法第5条第1項の許可を受けた者（第1種製造者）であって、同法の技術上の基準に適合する貯蔵施設を所有又は占有している場合

イ 登録しようとする者が高圧ガス保安法第16条に規定する第1種貯蔵所を所有又は占有している場合

ウ 容器により液化石油ガスを販売する場合において、充てん容器及び残ガス容器の保管、引渡し及び引取りを次に掲げる者に全量委託している場合

(ア) 第1種製造者であって、高圧ガス保安法の技術上の基準に適合する貯蔵施設を所有又は占有している者

(イ) 第1種貯蔵所を所有又は占有している者

エ 充てん設備（バルクローリ）により液化石油ガスの全量を販売する場合において、自らが充てん事業者となり、又は他の充てん事業者に委託することによりその全量を供給する場合

オ 農業協同組合（同連合会）、事業協同組合（協同組合連合会）が、液化石油ガスの貯蔵施設を有しており、組合員たる液化石油ガス販売事業者が常に組合の貯蔵施設から仕入れできる場合

カ 販売所に近接して第1種製造者の貯蔵施設がある場合であって、第1種製造者との間に資本的結合があり、常に液化石油ガスの仕入れができる場合

したがって、以下の書類がこれにあたります。

(1) 高圧ガス保安法に基づく第1種製造事業所又は第1種貯蔵所の許可を受けた者
・当該許可書の写し

(2) 上記(1)の事業者と資本関係にある配送事業者に対し、配送を委託している場合
・委託契約書の写し及び(1)との関係を示す書面

④販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量

ア これらは、登録申請時における販売所ごとの予定事項を記載してください。

イ 「販売予定地域」は、販売所ごとに販売しようとする一般消費者等の分布している地域を「〇〇県〇〇市〇〇町の区域」というように記載してください。

⑤液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を証する書類

規則第6条に定める内容に適合した保険に加入していることを証する書面（保険証券、約

款及び領収書の写し、付保証明書等)を添付してください。

⑥申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書(6ヶ月以内のもの)

⑦申請者(申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員)が法第4条第1項各号に該当しないことを誓約した書面

ア 申請者(法人にあっては代表者)が誓約したものでなければなりません。

イ 「業務を行う役員」とは、株式会社の取締役、合名会社の業務執行社員等をいいます。

法人の業務の監査に当たる者は、法人の役員ではありますが、ここでいう「業務を行う役員」には該当しません。

⑧液化石油ガスの販売を行うためには、業務主任者及びその代理者を選任する必要があります。必要な資格、手続きについては(5)業務主任者解任届を参照してください。

(2) 登録行政庁変更届

知事の登録を受けた液化石油ガス販売事業者が、登録を受けた後次に掲げる場合に該当して他の都道府県知事又は経済産業大臣の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を従前の登録をした知事に届け出なければなりません(法第6条)。

登録行政庁の変更の場合	本届書の提出先
①経済産業大臣の登録を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ販売所を有することとなったとき。(大臣登録→知事登録)	経済産業大臣
②A都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県の区域内における販売所を廃止し、他の一の都道府県(B)の区域内に販売所を設置することとなったとき。(A知事登録→B知事登録)	A都道府県知事
③都道府県知事の登録を受けた者が2以上の都道府県の区域内に販売所を有することとなったとき。(知事登録→大臣登録)	各々の都道府県知事

<提出書類>

登録行政庁変更届出書(様式第3)

(3) 販売所等変更届

登録をした液化石油ガス販売事業者は、登録申請に係る次の事項を変更したときは、遅滞なく、届け出なければなりません(法第8条)。

貯蔵施設の位置及び構造の変更の場合で、変更後の貯蔵施設の貯蔵能力が3000kg未満である場合は、この届出の対象となりますが、変更により貯蔵能力が3000kg以上となる場合は、貯蔵施設等設置許可申請が必要となります。

貯蔵施設の設置の許可を受けた場合は、その変更については変更許可申請によりますが、変更により貯蔵能力が3000kg未満となる場合は、本項による届出が必要です。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②販売所の名称及び所在地
- ③貯蔵施設の位置及び構造(貯蔵施設を保有又は占有しない場合はその理由)
- ④保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地
- ⑤一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の

賠償を行うべき場合において備えてとるべき措置

<届出書及び添付書類>

変更事項	提出書類 (様式第5)	液化石油ガス販売所等変更届書	貯蔵施設の位置、構造、付近の状況図	法第11条のただし書き適合を証する書類	損害賠償の支払能力を証する書類
①氏名又は名称及び住所等	○				
②販売所の名称及び所在地	○				
③貯蔵施設の位置及び構造 (保有又は占有しない理由)	○		○	○	
④保安業務を行う者の氏名、所在地等	○				
⑤損害賠償の支払能力	○				○

<注意する事項>

①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

会社等の組織変更、例えば合名会社←→合資会社、株式会社←→有限会社の場合は、本項の届出を提出すればすみますが、個人名義で第3条の登録を受けていた者が事業主体を法人化する場合には新たに登録が必要です。

なお、液化石油ガス販売事業の全部の譲渡、相続、合併、分割があり事業の承継がされた場合は、この変更届ではなく、販売事業承継届によることとなります。

②販売所の名称及び所在地

販売所の新設、廃止（事業の廃止ではない。）の場合は、販売所の名称及び所在地の変更となり、併せて貯蔵施設その他該当する項目の変更が必要です。

③貯蔵施設の位置及び構造（貯蔵施設を保有又は占有しない場合はその理由）

ア 貯蔵施設の位置及び構造については、その変更の内容が規則第14条各号（貯蔵施設の技術上の基準）の基準に不適合になる可能性のある場合のものをいい、例えば、貯蔵施設に係る同一材料での屋根の葺き替えは含まれません。

イ 貯蔵施設を保有又は占有しない理由を変更するとは、規則第11条第2項各号に掲げる事由を変更した場合のほか、同項第3号及び第4号に掲げる場合の委託先が変更となった場合を含みます。

④保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

保安業務を行う者については、保安業務区分ごと販売所ごとに保安機関を変更したときには、届出が必要です。

⑤一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の

賠償を行うべき場合において備えてとるべき措置

「支払能力を変更」とは、販売所を新設した場合で新たに損害賠償責任保険を追加加入した場合、損害賠償責任保険の付保額を変更した場合又は損害賠償責任保険の加入先を変更した場合をいいます（加入先から付保証明書が登録行政庁に送付される場合は、損害賠償の支払い能力を証する書類の添付の必要はありません。）。

(4) 販売事業承継届

液化石油ガス販売事業者に事業の全部譲渡、相続、合併、分割があったときは、事業の全部を譲り受けた者等は、その液化石油ガス販売事業者の地位を承継することとされており、地位を承継した者は、遅滞なく、届け出なければなりません。（法第10条）

承継の原因	承継者（届出を行う者）
①事業の全部譲渡	事業の全部を譲り受けた者
②相続	相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）
③合併	合併後存続する法人又は合併により設立した法人
④分割	分割により事業の全部を承継した法人

<届出書及び添付書類>

液化石油ガス販売事業承継届書（甲）（様式第6）

（添付書類）

承継者	添付書類
①事業の全部譲渡を受けた者	・液化石油ガス販売事業譲渡証明書（様式第7の2） ・事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
②相続人（相続人全員の同意により選定された者）	・液化石油ガス販売事業者相続同意証明書（様式第8） ・戸籍謄本
相続人（上記の相続人以外のもの）	・液化石油ガス販売事業者相続証明書（様式第9） ・戸籍謄本
③合併により地位を承継した法人	・法人の登記事項証明書
④分割により事業の全部を承継した法人	・液化石油ガス販売事業者事業承継証明書（様式第9の2） ・事業の全部の承継があつたことを証する書面 ・法人の登記事項証明書

<承継に伴う経済産業大臣登録>

次の場合には、承継の時に経済産業大臣の登録とみなされます。この場合は、液化石油ガス販売事業承継届書（甲）（様式第6）を経済産業大臣に、液化石油ガス販売事業承継届書（乙）（様式第7）を、当該承継した液化石油ガス販売事業の登録をした都道府県知事に提出するこ

とになります。

- ①経済産業大臣の登録を受けた者が、都道府県知事の登録を受けた者の地位を承継したとき。
- ②都道府県知事の登録を受けた者が、経済産業大臣の登録又は他の都道府県知事の登録を受けた者の地位を承継したとき。
- ③登録を受けていない者が、同時に経済産業大臣の登録を受けた者の地位及び都道府県知事の登録を受けた者の地位を承継したとき又は都道府県知事の登録を受けた者（2以上の都道府県に係るもの）を承継したとき。

(5) 業務主任者等選任（解任）届

液化石油ガス販売事業者は、次により販売所ごとに業務主任者及び業務主任者の代理者を選任し、遅滞なく、届け出なければなりません（法第19条、第21条）。

業務主任者等	免状の種類・経験	選任基準
業務主任者	(免状) 第二種販売主任者免状（高圧ガス保安法第29条第1項） (経験) 液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事	一般消費者等の数が1000未満 1人 " 1000以上 2人に、一般消費者等の数1000以上で2000を増すごとに1人 (ただし、次のいずれの要件にも適合する場合は、1000未満の販売所で選任した者を他の2以内の販売所の業務主任者に選任できる。 ・当該販売所が相互に60分以内に到達できる。 ・一般消費者等数の合計が1000未満である。)
業務主任者の代理者	(免状・経験) 同上 (規則で定める条件) 高圧ガス保安協会の講習を修了し、6月以上の経験を有し、かつ18歳以上	販売所ごとに1人以上

<届出書及び添付書類>

業務主任者等選任（解任）届書（様式第10）

(添付書類)

業務主任者等	添付書類
業務主任者	第二種販売主任者免状の写し
業務主任者の代理者	第二種販売主任者免状の写し又は高圧ガス保安協会の講習修了証

<注意する事項>

① 業務主任者関係

ア 同一の販売所において高圧ガス保安法第28条第1項の販売主任者と兼務することはできませんが、その職務が過大になって実行できない場合には、法第19条第1項の「職務を行わせなければならない」の規定に違反することになります。

- イ 職務を行わせるとは、業務主任者を選任するだけでなく、実際に業務主任者の職務を行うことを命じ、その職務を行うことができる部署に配置し、職務を行う環境を整備し、業務主任者はその職務を怠るときは、これを督促し、その業務を行わせることです。
- ウ 業務主任者に選任された場合、6ヶ月以内に第1回目の講習を受講し、その後、5年以内毎に講習を受講しなければなりません。

② 業務主任者の代理者関係

- ア 業務主任者の代理者は、業務主任者の選任と同時に選任してください。
- イ 業務主任者が「その業務を行うことができない場合」とは、相当長期にわたる職務遂行不可能の場合をいい、一時的な不在等の場合は、業務主任者はなお、その職務を遂行中とみます。
- ウ 業務主任者に相当長期にわたる職務遂行不可能の事態が生じたときには、事業者は代理者にその職務の代行を命じなければなりません。
- エ 1人の業務主任者に対し2人以上の業務主任者の代理者を選任する場合は、その職務の代行の順序を明らかにしなければなりません。

(6) 液化石油ガス販売事業報告

液化石油ガス販売事業者は、毎事業年度経過後3月以内に次の事項を登録をした知事に報告しなければなりません（規則第132条）。

①その事業年度末における販売する一般消費者等の数

②保安機関への保安業務の委託状況

なお、記載例は33ページのとおりです。

<提出書類>

液化石油ガス販売事業報告（様式1）

(7) 販売事業廃止届

液化石油ガス販売事業者は、販売事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません（法第23条）。

この届出は、事業全体を廃止した場合に提出するものです。一部の販売所における販売を廃止した場合は、廃止届でなく変更届となります。

<提出書類>

液化石油ガス販売事業廃止届書（様式第11）

〈記載例①〉：販売事業登録申請書
様式第1（第4条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×受理番号	

液化石油ガス販売事業登録申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

茨城県知事 殿

氏名又は名称 水戸液化石油ガス株式会社
代表者の氏名 代表取締役 茨城 太郎 印
住 所 水戸市笠原町978番地の6

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第2項の規定により同条第1項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 販売所の名称及び所在地
水戸液化石油ガス株式会社 水戸店
水戸市柵町1-3-1

2 貯蔵施設の位置
水戸市柵町1-3-1

3 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

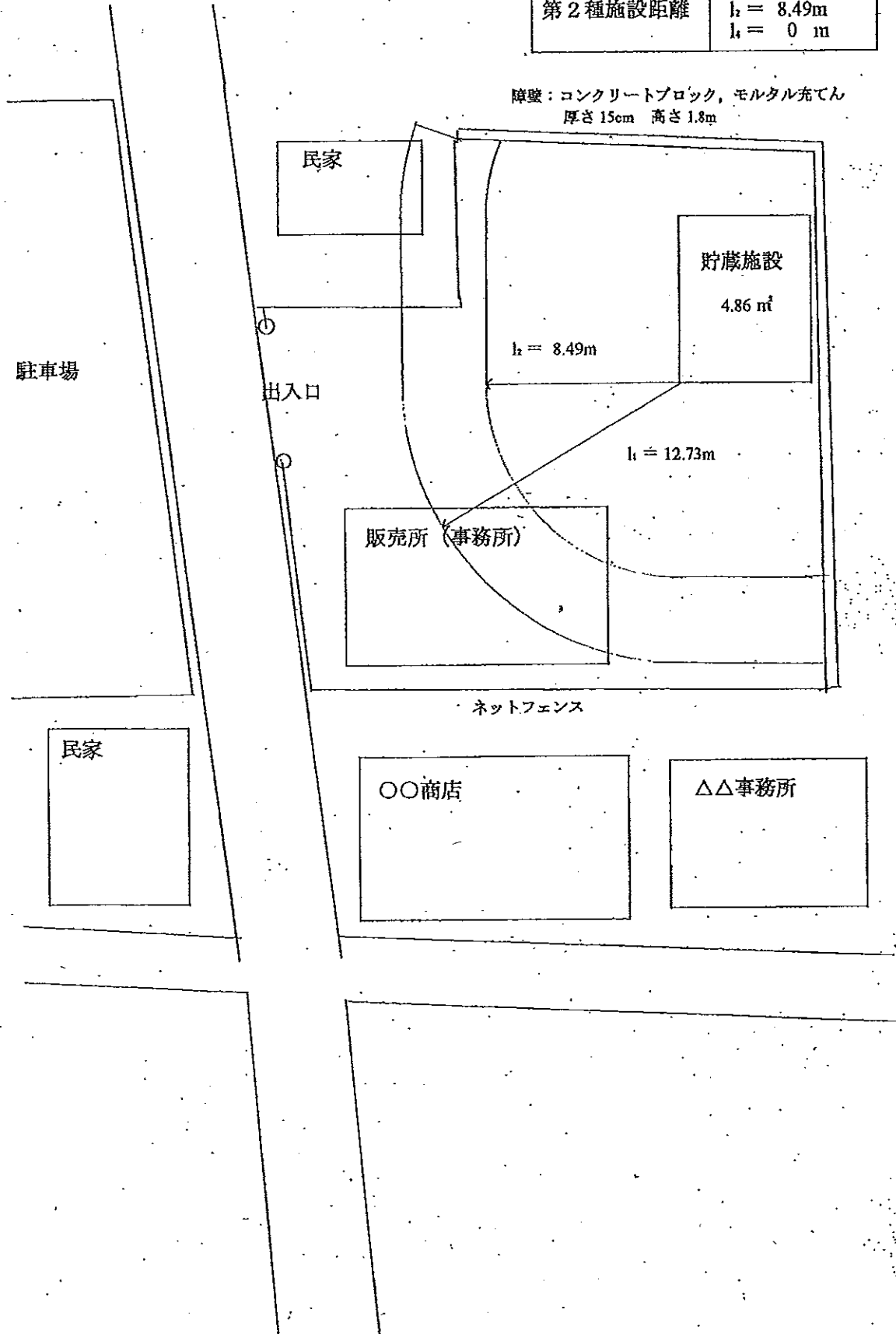
保安業務の区分	氏名又は名称	事業所の所在地
供給開始時点検・調査 容器交換時等供給設備調査 定期供給設備点検 定期消費設備調査	(株)茨城水戸ガスセンター	水戸市金町1-3-2
周知 緊急時対応 緊急時連絡	水戸液化石油ガス(株)水戸店	水戸市柵町1-3-1

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
1 ×印の項は記載しないこと。

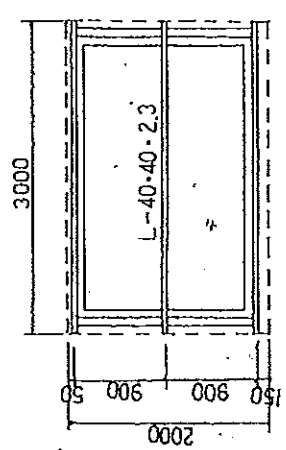
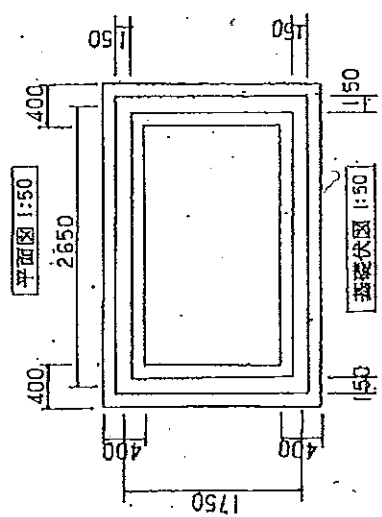
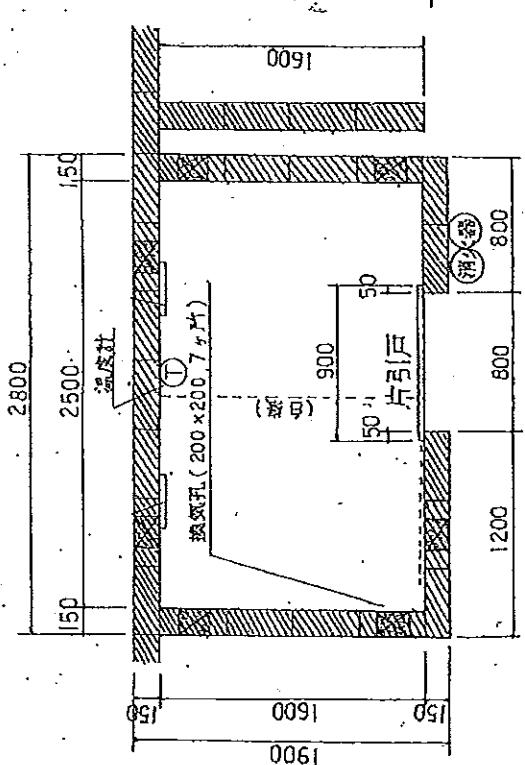
貯蔵施設の位置図 <作成例>

貯蔵施設面積	4.86 m ²
第1種施設距離	l ₁ = 12.73m l ₂ = 0 m
第2種施設距離	l ₂ = 8.49m l ₁ = 0 m

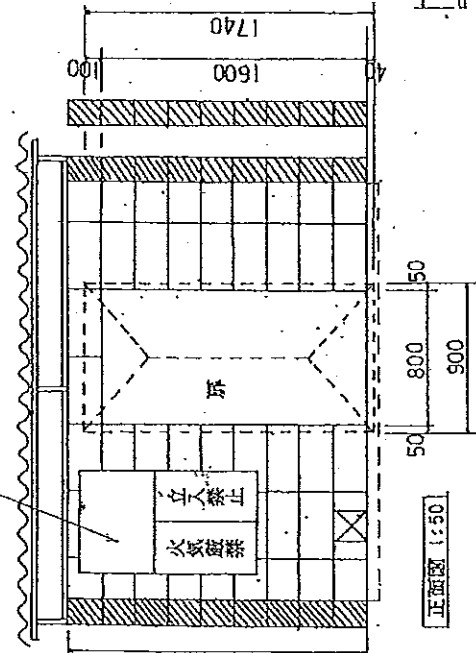
障壁：コンクリートブロック，モルタル充てん
厚さ15cm 高さ1.8m



貯蔵施設の構造を示す図面 <作成例>

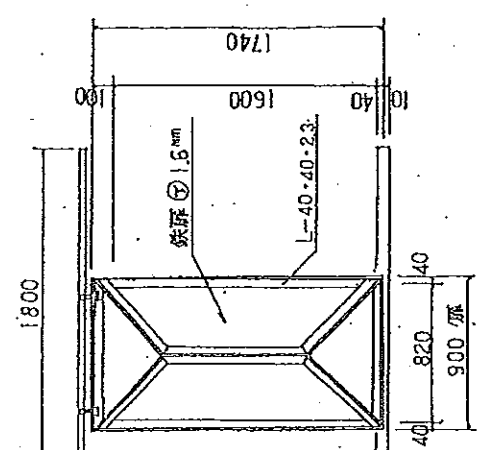


LPガスの貯蔵施設
最大貯蔵量
火気厳禁
立入厳禁

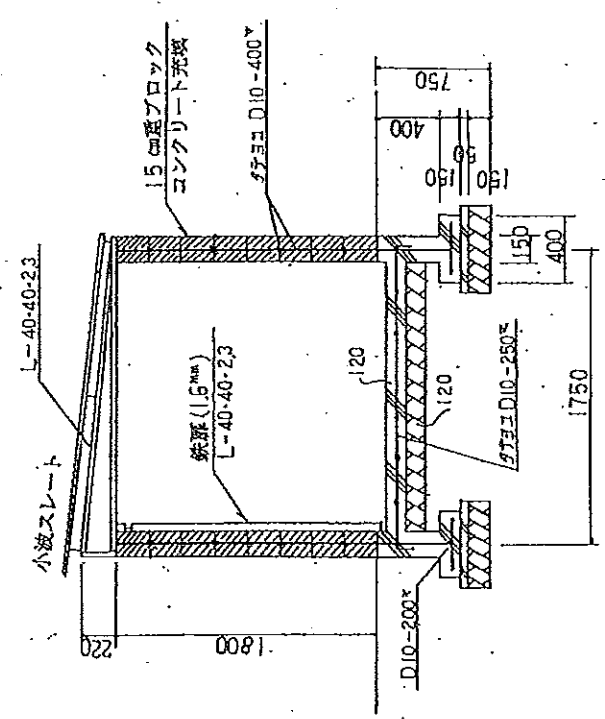


正面図 1:50

建築面積	$1.8 \times 2.7 = 4.86 \text{ m}^2$
換気孔容積	$4.86 \times 0.03 = 0.1458 \text{ m}^3$
換気面積	$(0.2 \times 0.2) \times 7 = 0.28 \text{ m}^2$
	$0.1458 < 0.28 \text{ OK}$



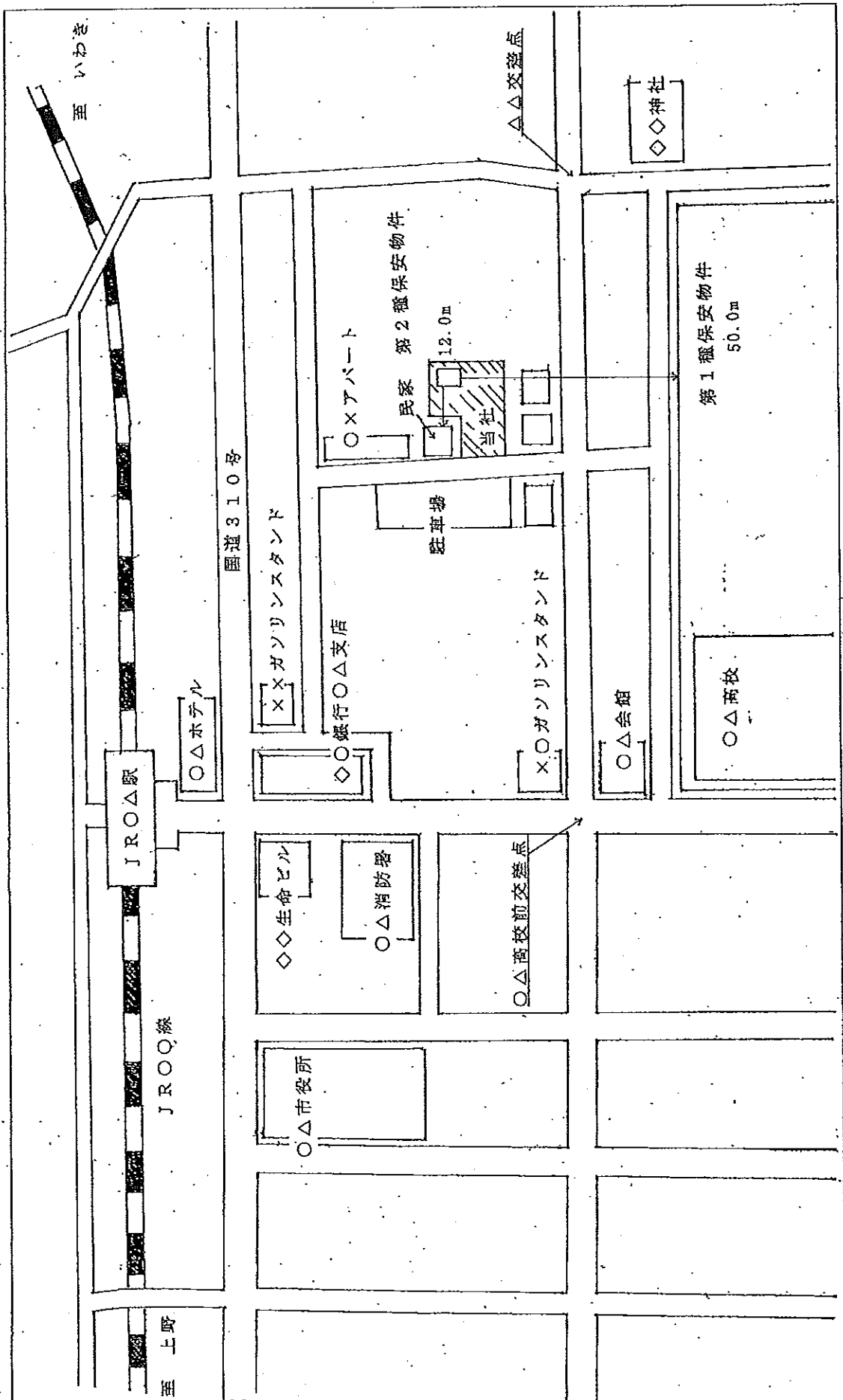
断面 1:30



断面図 1:50

小壁伏図 1:50

付近の状況を示す図面 <作成例>



〈販売予定地域，販売所定戸数及び販売予定数量：記載例〉

販売予定区域	販売予定戸数	販売予定数量
茨城県 水戸市全域 ひたちなか市〇〇町 東茨城郡茨城町 の区域	15,000戸	10,000t/年

損害賠償の支払能力を証する書類

この書類については、加入している損害賠償責任保険の保険証券、約款及び領収書の写し又は、附保証明書等、基準に適合した保険に加入していることを証明する書類を添付してください。

(定款：例)

定 款

第1章 総則

第1条 当社は、水戸液化石油ガス株式会社と称する。

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 液化石油ガス、燃料用石油製品、固形燃料の販売
- (2) 空調設備機器、給湯設備機器、厨房機器の販売及びそれに付帯する設備工事請負
- (3) 管工事及び土木建築工事に関する事業
- (4) ガスメーターの検針及びガス代金等の集金並びに保安点検等の業務請負
- (5) 液化石油ガスの充てん及びそれに付帯する構内作業請負
- (6)
- (7)
- (8) 上記各号に付帯関連する一切の業務

第3条 当社は、本店を茨城県水戸市に置く。

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株式

第5条 当社の発行する株式の総額は、〇〇〇〇株とする。

第6条 株式は、額面株式とし、1株の金額は、金〇〇〇〇〇〇円とする。

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第8条 株式の名義書換、株券の分合、再発行その他株式に関する手続き並びに手数料については、取締役会の定めによる。

第9条 株主及び質権者又はその法定代理人は、当社の定める書式により、その氏名、住所及び印鑑を届出なければならない。

2 前項に変更を生じたときも同様とする。

第10条 当社は、毎年毎決算期の翌日からその期に関する定時株主総会の終結の日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時にこれを停止することができる

第3章 株主総会

第11条

〈法第4条各号に該当しないことの誓約書：例〉

誓 約 書

代表取締役 茨城 太郎

取 締 役 水戸 保

取 締 役 筑波 安子

取 締 役 茨城 次郎

上記の者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第4条各号に該当しないことを誓約します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

水戸市笠原町978番地6
水戸液化石油ガス株式会社
代表取締役 茨城 太郎 印、

茨 城 県 知 事 殿

〈記載例②：販売所等変更届書〉
様式第5（第9条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称 茨城エルピーガス販売株式会社
代表者の氏名 代表取締役 日立 太郎 印
住 所 水戸市北町4-5-6

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

①つくば営業所の所在地の変更

旧所在地 つくば市吾妻5-6-7

新所在地 つくば市竹園7-6-5

②つくば営業所の貯蔵施設の廃止

2 変更の年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

①つくば営業所の所在地の変更

つくば営業所の業務の合理化に伴い、事務所を移転したため。

②つくば営業所の貯蔵施設の廃止

つくば営業所において販売するLPガス容器の保管、引渡し、引取りを、高圧ガス保安法の第1種製造事業者である〇〇〇ガス株式会社に全量委託することとしたこと、及び事務所の移転に伴い貯蔵施設を廃止する（液化石油ガス法第11条ただし書（規則第11条第2項第3号イに該当））

（備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(委託契約書：例)

委 託 契 約 書

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という。）と茨城エルピーガス販売株式会社（以下「乙」という。）とは、液化石油ガス（以下「LPガス」という。）の配送業務の委託に関し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）並びに関連する諸法令を遵守して、次のとおり契約を締結した。

(総則)

第1条 乙はその販売に係るLPガスの配送業務を甲に委託し、甲はこれを受託するものとする。

第2条 甲の乙に対するLPガスの引渡しは、乙の需要家に容器を取り付けた時点で完了し、乙は甲より引渡し完了後に生じたLPガスの減耗、減失その他の一切の損害について、甲の責に帰すべきものを除き乙の負担とする。

(業務範囲)

第3条 本契約において配送業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲の電算機によって算出された容器交換票によって、乙が指定する需要家に対し継続してガスを使用できるようにLPガスを配送し、供給設備に容器の交換取付けを行い容器接続部にガス漏れのないことを確認する作業。
- (2) 乙が指定する需要家の容器交換の際に、甲乙間のLPガス売買数量を確認するために需要家ガスメーターの指針を読みとり、交換容器の整理番号とともに容器交換票に記入すること。
- (3) その他配送業務遂行に必要とする業務

(業務資格)

第4条 甲は、前条第1号及び第2号の業務を遂行するために、液化石油ガス法並びに関連する諸法令に規定された資格を有する者を選任し、業務に従事させるものとする。

2 甲は、前項の有資格者を証する書面を乙に事前に通知し、乙の確認を得るものとする。甲の都合によりその有資格者に変更があった場合も同様とする。

(契約外事項)

第〇〇条 本契約に定めのない事項及び疑義については、誠意をもって甲乙協議のうえ解決するものとする。

本契約成立の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ甲乙各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇1-2-3
甲 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 東京 太郎

水戸市北町4-5-6
乙 茨城エルピーガス販売株式会社
代表取締役 日立 太郎

〈高圧ガス製造許可書写し：見本〉

消安指令第〇〇〇号

東京都〇〇区〇〇1-2-3
〇〇〇〇株式会社

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった高圧ガスの製造については、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づき次のとおり許可する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

茨城県知事 〇〇 〇〇

1 事業所の名称

〇〇〇〇株式会社つくば支店

2 事業所

つくば市竹園7-8-9

3 製造をする高圧ガスの種類

液化石油ガス

〈記載例③：業務主任者選任（解任）届書〉
様式第10（第22条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

業務主任者等選任（解任）届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

茨城県知事 殿

氏名又は名称 水戸液化石油ガス株式会社
代表者の氏名 代表取締役 茨城 太郎 印
住 所 水戸市笠原町978番地の6

1 販売所の名称及び所在地並びに一般消費者等の数

水戸液化石油ガス株式会社水戸店
水戸市柵町1-3-1
一般消費者数 15,000戸

2 業務主任者又は業務主任者の代理者の氏名及び液化石油ガスの販売に関する経験

①選任

業務主任者 甲野 一郎 経験年数 5年
業務主任者 乙野 二郎 経験年数 1年

②解任

業務主任者 丙野 三郎

3 選任（解任）の年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

4 解任の理由

人事異動のため

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 業務主任者又は業務主任者の代理者が法第19条第1項又は法第21条第1項の規定に該当することを証明（液化石油ガスの販売に関する経験に係るものを除く。）した書類を添付すること。
3 ×印の項は記載しないこと。

液化石油ガス販売事業報告

茨城県知事 殿

氏名又は名称
及び法人の代表者氏名

住所又は所在地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日

2 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況 (報告する事業年度の末日現在)

販売する一般消費者等の数	100戸	年度末の消費者数
--------------	------	----------

保安業務の委託状況	委託先の保安機関の名称及び認定番号 一部又は全部を他社に委託せず 自社で行っているときは自社の 名称及び認定番号	委託している一般消費者等の数 又は自社で行うことになってい る一般消費者等の数
保安業務区分		年度中の新規消費者数 を記入する
1. 供給開始時点検・調査	(委託)	戸
	(自社) △△△(有)08B○○○RA	5戸
2. 容器交換時等供給設備点検	(委託) ○○○(株)08A○○○RA	50戸
	(自社) △△△(有)08B○○○RA	50戸
3. 定期供給設備点検	(委託) □□□(株)08A○○○RA	50戸
	(自社) △△△(有)08B○○○RA	50戸
4. 定期消費設備調査	(委託) □□□(株)08A○○○VA	70戸
	(自社) △△△(有)08B○○○RA	30戸
5. 周知	(委託) ○○○(株)08A○○○RA	10戸
	(自社) △△△(有)08B○○○RA	90戸
6. 緊急時対応	(委託) ○○○(株)08A○○○RA	20戸
	(自社) △△△(有)08B○○○RA	80戸
7. 緊急時連絡	(委託) ○○○(株)08A○○○RA	20戸
	(自社) △△△(有)08B○○○RA	80戸

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 毎事業年度を過ぎて3ヶ月以内に、所管する行政機関(県民センター環境・保安課、日立商工労働センター又は消防安全課産業保安室)あてこの報告を提出すること。
3 他社への委託状況について、この用紙に書ききれないときは、別紙に書くこと。